

○恵庭市私立幼稚園就園奨励費補助規則

昭和49年6月19日

規則第12号

改正 昭和50年8月15日規則第12号

昭和51年10月6日規則第11号

昭和52年6月24日規則第10号

昭和53年6月14日規則第17号

昭和54年6月11日規則第13号

昭和55年7月1日規則第17号

昭和56年7月1日規則第19号

昭和57年6月25日規則第14号

昭和58年6月20日規則第14号

昭和59年7月3日規則第14号

昭和60年8月27日規則第15号

平成3年5月23日教委規則第5号

平成7年1月6日教委規則第1号

平成12年6月16日規則第44号

平成17年5月20日規則第18号

平成18年6月9日規則第27号

平成19年6月1日規則第25号

平成20年5月30日規則第19号

平成22年6月10日規則第19号

平成23年5月25日規則第11号

平成24年5月31日規則第27号

平成25年7月3日規則第23号

平成26年6月13日規則第17号

平成27年6月11日規則第30号

平成28年8月19日規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、幼稚園教育における保護者の負担軽減及び私立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の育成助長を図るため、補助金を交付することについて必要な事項を定めるも

のとする。

(定義)

第2条 この規則において「幼稚園」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条の規定に基づいて設置されているものをいう。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 満3歳児 満年齢が3歳である者
- (2) 3歳児 当該年度の4月1日現在の満年齢が3歳である者
- (3) 4歳児 当該年度の4月1日現在の満年齢が4歳である者
- (4) 5歳児 当該年度の4月1日現在の満年齢が5歳である者

(補助の対象)

第3条 幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)が当該幼稚園に在園する満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者(恵庭市の市民に限る。以下同じ。)に対し入園料及び保育料(以下「保育料等」という。)を減免する場合に、市長は、文部科学大臣が裁定する幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定める補助対象経費の範囲内において、設置者に対し補助を行うものとする。

(申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする設置者は、幼稚園就園奨励費補助金(変更)交付申請書(第1号様式)に幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書(第2号様式)、保育料等減免措置に関する調書(第3号様式)及び保育料等の額を明らかにする書類(園則等)を添えて市長に対し、期日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理しその内容を審査して補助金を交付することが適当と認めるときは、設置者に対し補助金交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた設置者は、補助対象幼児の保護者に減免措置の方法及び実施について通知するとともに、幼稚園就園奨励費補助金実績報告書(第5号様式)及び幼稚園保育料等減免措置に係る実績報告書(第6号様式)を市長に対し、期日までに提出しなければならない。

(補助額の確定)

第7条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査して補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金の額の確定について(通知)(第7号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条の2 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

ただし、市長が必要と認めるときは、補助金の額の確定前においても概算額を交付することができる。

2 補助金の交付決定を受けた設置者は、補助金の概算額の交付を受けようとするときは、補助金概算額交付申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請に基づき概算額を交付することを決定したときは、当該補助金の交付決定を受けた設置者に対し、補助金概算額交付決定通知書(第9号様式)によりその旨を通知するものとする。

4 市長は、第1項ただし書の規定により概算額を交付した場合において、補助金の確定した額がすでに交付した額を超えるときは、確定した額に対する不足額を交付するものとし、確定した額を超える補助金がすでに交付されているときは、その超える額を返還させるものとする。

(証拠書類の備付け)

第8条 補助金の交付決定を受けた設置者は、保護者から保育料等の減免について(第10号様式)の提出を受け、これを備え置くとともに、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(証拠書類の提出)

第9条 市長は、設置者に対し補助金交付の事務処理上必要と認めるときは、前条の書類の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に支出したとき。

(3) 前2号のほか、この規則に違反したとき。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年8月15日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和51年10月6日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年6月24日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則(昭和53年6月14日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(昭和54年6月11日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則(昭和55年7月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年7月1日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の恵庭市私立幼稚園就園奨励費補助規則の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年6月25日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の恵庭市私立幼稚園就園奨励費補助規則の規定は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則(昭和58年6月20日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の恵庭市私立幼稚園就園奨励費補助規則の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年7月3日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の恵庭市私立幼稚園就園奨励費補助規則の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和60年8月27日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の恵庭市私立幼稚園就園奨励費補助規則の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則(平成3年5月23日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成7年1月6日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成12年6月16日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成17年5月20日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年6月9日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年6月1日から適用する。

附 則(平成19年6月1日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年5月30日規則第19号)

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成22年6月10日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の恵庭市私立幼稚園就園奨励費補助規則の規定は、平成22年6月1日から適用する。

附 則(平成23年5月25日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年5月31日規則第27号)

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成25年7月3日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年6月13日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年6月11日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年8月19日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

恵庭市長 様

住 所

氏 名

㊦

年度幼稚園就園奨励費補助金(変更)交付申請書

年度幼稚園就園奨励費補助金を( 年 月 日付(記号)第 号指令による  
交付決定額を変更して)下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

補助金(変更)交付申請額 : 金 円

(変更交付申請する理由) :

(注) ( )内は、変更交付申請を行う場合とすること。

幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

幼稚園名 \_\_\_\_\_ 印  
第 子

区分	保育料等減免措置階層区分	(A) 減免単価	(B) 人数	補助金申請額
満3歳児	I	生活保護世帯（減免）		
		生活保護世帯 （ひとり親世帯等）		
	II	市町村民税非課税世帯（減免）		
		市町村民税非課税世帯 （ひとり親世帯等）		
	III	市町村民税所得割非課税世帯（減免）		
		市町村民税所得割非課税世帯 （ひとり親世帯等）		
	IV	市町村民税所得割額 円以下（減免）		
		市町村民税所得割額 円以下（ひとり親世帯等）		
	V	市町村民税所得割額 円以下（減免）		
		市町村民税所得割額 円以下（ひとり親世帯等）		
	上記区分以外の世帯（減免）			
	上記区分以外の世帯 （ひとり親世帯等）			
	計			
3歳児	I	生活保護世帯（減免）		
		生活保護世帯 （ひとり親世帯等）		
	II	市町村民税非課税世帯（減免）		
		市町村民税非課税世帯 （ひとり親世帯等）		
	III	市町村民税所得割非課税世帯（減免）		
		市町村民税所得割非課税世帯 （ひとり親世帯等）		
	IV	市町村民税所得割額 円以下（減免）		
		市町村民税所得割額		

		円以下 (ひとり親世帯等)			
	V	市町村民税所得割額 円以下 (減免)			
		市町村民税所得割額 円以下 (ひとり親世帯等)			
	上記区分以外の世帯 (減免)				
	上記区分以外の世帯 (ひとり親世帯等)				
	計				
4 歳児	I	生活保護世帯 (減免)			
		生活保護世帯 (ひとり親世帯等)			
	II	市町村民税非課税世帯 (減免)			
		市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)			
	III	市町村民税所得割非課税世帯 (減免)			
		市町村民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等)			
	IV	市町村民税所得割額 円以下 (減免)			
		市町村民税所得割額 円以下 (ひとり親世帯等)			
	V	市町村民税所得割額 円以下 (減免)			
		市町村民税所得割額 円以下 (ひとり親世帯等)			
	上記区分以外の世帯 (減免)				
	上記区分以外の世帯 (ひとり親世帯等)				
	計				
5 歳児	I	生活保護世帯 (減免)			
		生活保護世帯 (ひとり親世帯等)			
	II	市町村民税非課税世帯 (減免)			
		市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)			
	III	市町村民税所得割非課税世帯 (減免)			
		市町村民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等)			



	IV	市町村民税所得割額 円以下 (減免)			
		市町村民税所得割額 円以下 (ひとり親世帯等)			
	V	市町村民税所得割額 円以下 (減免)			
		市町村民税所得割額 円以下 (ひとり親世帯等)			
	上記区分以外の世帯 (減免)				
	上記区分以外の世帯 (ひとり親世帯等)				
計					
計	I	生活保護世帯 (減免)			
		生活保護世帯 (ひとり親世帯等)			
	II	市町村民税非課税世帯 (減免)			
		市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)			
	III	市町村民税所得割非課税世帯 (減免)			
		市町村民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等)			
	IV	市町村民税所得割額 円以下 (減免)			
		市町村民税所得割額 円以下 (ひとり親世帯等)			
	V	市町村民税所得割額 円以下 (減免)			
		市町村民税所得割額 円以下 (ひとり親世帯等)			
	上記区分以外の世帯 (減免)				
	上記区分以外の世帯 (ひとり親世帯等)				
	計				

年度保育料等減免措置に関する調書

幼稚園名	クラス名
幼稚園	

①氏名・生年月日・住所・幼稚園・クラス

園児氏名	カナ	漢字	保護者氏名	カナ	漢字
生年月日	年 月 日	満3歳・年少・年中・年長	住所	恵庭市	
電話番号	年1月1日現在の住所 又は、保護者単身赴任先 (上記と同一の場合記入不要)		入園日(4月以外記入)	年 月 日	

②申請の有無(数字のどちらかに必ず○をしてください。1に○の場合は、③欄に署名押印願います)

1 私は、上記の園児について、下記により必要書類を添付して保育料の減免を申請します。  
(⇒以下②～⑥について記入してください)

2 上記の園児について、保育料の減免を申請いたしません(⇒以下③以降の欄は記入不要です)。  
年 月 日  
氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

③資料の照会・閲覧

私立幼稚園就園奨励費補助金事業事務に関し、世帯構成員の課税資料及び住民基本台帳等を、担当者が調査することに同意します。

年 月 日  
同意者(申込者)氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

\*私立幼稚園就園奨励事務の担当課において、保育料等の減免申請に伴う市民税額等の確認事務を行う上で、事務処理上必要な場合にのみ課税資料等の照会・台帳の閲覧を行うものであり、他の事務処理の確認事務には一切使用することはありません。

④ 年中に死亡した19歳未満の扶養親族

氏名	生年月日	死亡年月日	死亡年月日時の年齢
	年 月 日	年 月 日	歳
	年 月 日	年 月 日	歳

⑤小学1・2・3年生の兄・姉の状況 ※3人以上の場合は上のお子様から2人を記載して下さい。

氏名	生年月日	満年齢	園児からみた続柄	施設名	学 年
	年 月 日	歳	兄・姉		1・2・3
	年 月 日	歳	兄・姉		1・2・3

⑥幼稚園・保育所等に就園している兄・姉の状況 (※①に記入した幼稚園児を除く)

氏名	生年月日	満年齢	園児からみた続柄	施設名 ※幼稚園の場合はクラスまで記入	学 齢
	年 月 日	歳	兄・姉		年長・年中・年少・満3歳
	年 月 日	歳	兄・姉		年長・年中・年少・満3歳

⑦園児に係る世帯構成の状況(当該園児、④、⑤、⑥で記載した方の記入の必要はありません)

氏名	生 年 月 日	満年齢	園児からみた続柄	課税の状況		
				市町村民税均等割額	税額控除後 市町村民税所得割額	住宅借入金等 特別税額控除額
	年 月 日	歳	父	円	円	円
	年 月 日	歳	母	円	円	円
	年 月 日	歳		円	円	円
	年 月 日	歳		円	円	円
	年 月 日	歳		円	円	円

- 注 1 保護者は上段太枠内を、幼稚園は下段細枠内を記入してください。 4 印鑑は、朱肉を使用して下さい。
- 2 保護者の提出先は通園している各幼稚園です。 5 記入誤りの場合は、二重線で消した上に押印し、修正液は使用しないで下さい。
- 3 納税通知書(写)等を添付してください。

幼稚園記入欄

今年度の入園料	有 ・ 無	入園料	円	備考 (園則の入園料と異なる場合その理由)
途中入園	月 日入園	保育料 (支払開始月 月分より)	円	

市記入欄

区分	要綱別表第1 ・ 要綱別表第2 第 子	交付決定額	円
ランク	I ・ II ・ III ・ IV ・ V ・ 上記区分以外 ・ 対象外	変更交付決定額	円
		備考	

第4号様式(第5条関係)

(記号)第 号指令

補助金交付決定通知書

住 所

名 称

年 月 日(変更)申請のあった 年度私立幼稚園就園奨励費補助金について、  
恵庭市私立幼稚園就園奨励費補助規則に基づき( 年 月 日付け(記号)第〇〇号  
指令による補助金額を変更して)金 円を補助する。

年 月 日

恵庭市長

①

(注) ( )内は、変更交付決定を行う場合とすること。

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

恵庭市長 様

住所

氏名

印

年度幼稚園就園奨励費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号指令をもって交付の決定を受けた 年度私立幼稚園就園奨励費補助金について、恵庭市私立幼稚園就園奨励費補助規則第6条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助対象経費の決算額： 円

2 補助金交付決定額： 円

第6号様式（第6条関係）

年 月 日

恵庭市長

様

印

幼稚園保育料等減免措置に係る実績報告書

恵庭市私立幼稚園就園奨励費補助規則第6条の規定に基づき、保育料等の減免措置について下記のとおり報告いたします。

記

第 子

区分	保育料等減免措置階層区分		(A) 減免単価	(B) 人数	補助金額
満3歳児	I	生活保護世帯（減免）			
		生活保護世帯 （ひとり親世帯等）			
	II	市町村民税非課税世帯（減免）			
		市町村民税非課税世帯 （ひとり親世帯等）			
	III	市町村民税所得割非課税世帯（減免）			
		市町村民税所得割非課税世帯 （ひとり親世帯等）			
	IV	市町村民税所得割額 円以下（減免）			
		市町村民税所得割額 円以下（ひとり親世帯等）			
	V	市町村民税所得割額 円以下（減免）			
		市町村民税所得割額 円以下（ひとり親世帯等）			
	上記区分以外の世帯（減免）				
	上記区分以外の世帯 （ひとり親世帯等）				
	計				
3歳児	I	生活保護世帯（減免）			
		生活保護世帯 （ひとり親世帯等）			
	II	市町村民税非課税世帯（減免）			

		市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)				
	Ⅲ	市町村民税所得割非課税世帯(減免)				
		市町村民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等)				
	Ⅳ	市町村民税所得割額 円以下(減免)				
		市町村民税所得割額 円以下(ひとり親世帯等)				
	Ⅴ	市町村民税所得割額 円以下(減免)				
		市町村民税所得割額 円以下(ひとり親世帯等)				
		上記区分以外の世帯(減免)				
		上記区分以外の世帯 (ひとり親世帯等)				
		計				
4歳児	Ⅰ	生活保護世帯(減免)				
		生活保護世帯 (ひとり親世帯等)				
	Ⅱ	市町村民税非課税世帯(減免)				
		市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)				
	Ⅲ	市町村民税所得割非課税世帯(減免)				
		市町村民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等)				
	Ⅳ	市町村民税所得割額 円以下(減免)				
		市町村民税所得割額 円以下(ひとり親世帯等)				
	Ⅴ	市町村民税所得割額 円以下(減免)				
		市町村民税所得割額 円以下(ひとり親世帯等)				
			上記区分以外の世帯(減免)			
			上記区分以外の世帯 (ひとり親世帯等)			
			計			

5 歳児	I	生活保護世帯 (減免)			
		生活保護世帯 (ひとり親世帯等)			
	II	市町村民税非課税世帯 (減免)			
		市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)			
	III	市町村民税所得割非課税世帯 (減免)			
		市町村民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等)			
	IV	市町村民税所得割額 円以下 (減免)			
		市町村民税所得割額 円以下 (ひとり親世帯等)			
	V	市町村民税所得割額 円以下 (減免)			
		市町村民税所得割額 円以下 (ひとり親世帯等)			
	上記区分以外の世帯 (減免)				
	上記区分以外の世帯 (ひとり親世帯等)				
	計				
計	I	生活保護世帯 (減免)			
		生活保護世帯 (ひとり親世帯等)			
	II	市町村民税非課税世帯 (減免)			
		市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)			
	III	市町村民税所得割非課税世帯 (減免)			
		市町村民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等)			
	IV	市町村民税所得割額 円以下 (減免)			
		市町村民税所得割額 円以下 (ひとり親世帯等)			
	V	市町村民税所得割額 円以下 (減免)			
		市町村民税所得割額 円以下 (ひとり親世帯等)			

上記区分以外の世帯 (減免)			
上記区分以外の世帯 (ひとり親世帯等)			
計			



第7号様式（第7条関係）

(記号)第 号  
年 月 日

様

恵庭市長 印

補助金の額の確定について(通知)

年 月 日提出の幼稚園保育料等減免措置に係る実績報告書を審査した結果、  
年度恵庭市私立幼稚園就園奨励費補助金の額を次のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助金確定額 : 円
- 2 補助金概算交付額 : 円
- 3 補助金精算交付額 : 円
- 4 補助金交付年月日 : 年 月 日

第8号様式（第7条の2関係）

補助金概算額交付申請書

年 月 日

恵庭市長 様

申請者 住 所

氏 名 印

年 月 日付 第 号指令をもって交付の決定を受けた 年度  
私立幼稚園就園奨励費補助金について、概算額の交付を受けたいので、恵庭市私立幼  
稚園就園奨励費補助規則第7条の2の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 : 円
- 2 既 概 算 交 付 額 : 円
- 3 今回概算交付申請額 : 円
- 4 申 請 の 理 由
- 5 振込先(金融機関名・口座番号)

第9号様式（第7条の2関係）

補助金概算額交付決定通知書

第 号指令

年 月 日

様

恵庭市長 印

年 月 日に申請のあった 年度私立幼稚園就園奨励費補助金の概算額交付について、恵庭市私立幼稚園就園奨励費補助規則第7条の2の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

- |               |       |
|---------------|-------|
| 1 補助金交付決定額 :  | 円     |
| 2 既概算交付額 :    | 円     |
| 3 今回概算交付決定額 : | 円     |
| 4 概算額交付日      | 年 月 日 |

第10号様式（第8条関係）

保育料等の減免について

保護者氏名

印

園児 に係る入園料及び保育料について 円の減免を受けたことを確認し  
ます。

年 月 日

幼稚園長 様

第1号様式(第4条関係)

第2号様式(第4条関係)

第3号様式(第4条関係)

第4号様式(第5条関係)

第5号様式(第6条関係)

第6号様式(第6条関係)

第7号様式(第7条関係)

第8号様式(第7条の2関係)

第9号様式(第7条の2関係)

第10号様式(第8条関係)